

旧	新
LP 制作・保守サービス約款 この「LP 制作・保守サービス約款」(以下「本約款」という。)は、スターティア株式会社(以下「当社」という。)の第1条①号に規定する本サービスの利用契約(以下「本契約」という。)に適用される。 第1条 (定義) 本契約において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。 (追加) ①本サービスとは、<u>当社がお申込者に提供する</u>ホームページの<u>制作および</u>更新、修正等を内容とするサポートサービス<u>のこと</u>をいう。本サービスは、申込者に対して安価にサービスを提供するため、本契約に基づいて制作されるホームページの利用可能期間を<u>契約期間かぎりとし</u>、その他サービス内容についても簡易なものとする。 (追加) (追加) (追加) ②SEO サービスとは、Web サイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化することを目指すサービスをいう。	LP 制作・保守サービス約款 この「LP 制作・保守サービス約款」(以下「本約款」という。)は、スターティア株式会社(以下「当社」という。)の第1条②号に規定する本サービスの利用契約(以下「本契約」という。)に適用される。 第1条(定義) 本契約において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。 ①「<u>本ホームページ</u>」とは、<u>当社がお申込者から委託されて制作する簡易的なお申込者のホームページをいう。</u> ②「<u>本サービス</u>」とは、<u>本ホームページの制作及び</u>更新、修正等を内容とするサポートサービスをいう。本サービスは、申込者に対して安価にサービスを提供するため、本契約に基づいて制作されるホームページの利用可能期間を<u>契約期間限りとし</u>、その他サービス内容についても簡易なものとする。 ③「<u>Web 素材</u>」とは、<u>ホームページの制作に利用されるパワーポイント又は Google スライドのファイル、アイコン、写真、イラスト、テキスト及びバナー等の素材をいう。</u> ④「<u>LP エントリープラン</u>」とは、<u>本サービスのうち、当社がお申込者からプレゼンテーション作成ソフトウェアのスライドの提出を受けて 1 枚のホームページを制作するサービスをいう。LP エントリープランには、「お知らせ」以外の本ホームページの更新作業は含まれない。</u> ⑤「<u>LP 更新プラン</u>」とは、<u>LP エントリープランに、月 1 回、3 ブロックまでの本ホームページの更新業務が追加されたプランをいう。</u> ⑥「<u>SEO サービス</u>」とは、Web サイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示

旧	新
① Web 素材とは、ホームページに利用されるアイコン、写真、イラスト、テキスト及びバナー等の素材をいう。 (追加) 第2条 (契約の成立) 2. 当社は、本サービス申込みの日から3 営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して電子メールで送信するものとする。 3. 当社が本サービスの申込みを承諾する旨の電子メールをお申込者の指定するメールアドレスを発信したことをもって、本サービスの契約(以下「本契約」という)の成立とする。 第3条 (ホームページの制作請負) 1. お申込者は、本契約締結に伴いホームページ制作にかかる業務(以下、「ホームページ制作業務」という)を当社に委託し、当社はこれを受託する。 2. 当社は第4条第2項にてお申込者の承認した構成案、及びデザイン案のとおりのホームページを完成させる。 第4条 (お申込者の協力義務) 1. お申込者が、当社からWeb 素材の提出を求められたときはこれに協力し、当社の指定する期日までに提出しなければならないものとする。 2. 当社はホームページ制作業務の過程で、必要に応じて構成案、及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知するものとする。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。 3. お申込者が定められた期日まで第1項に基づくWeb 素材の提出を行わない場合は、当社は当社が用意する Web 素材を使用し、前項の構成案、デザイン案に可能な範囲で合致したホームページを制作するものとする。	されるよう最適化することを目指すサービスをいう。 (削除) ⑦ <u>「カスハラ基本指針」とは、「スターティアホールディングスグループカスタマー・ハラスメントに対する基本指針」をいう。</u> (URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html) 第2条 (契約の成立) 2. 当社は、本サービス申込みの日から3 営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して電子メールで送信<u>する。</u> 3. 当社が本サービスの申込みを承諾する旨の電子メールをお申込者の指定するメールアドレスを発信したことをもって、本契約の成立とする。 第3条 (ホームページの制作請負) 1. お申込者は、<u>本</u>ホームページ<u>の制作業務</u>(以下「<u>ホームページ制作業務</u>」<u>という。</u>)を当社に委託し、当社はこれを受託する。 2. 当社は<u>お</u>申込者<u>から提供された</u> Web 素材を利用して<u>本</u>ホームページを<u>作成する。</u> 第4条 (お申込者の協力義務) 1. <u>本サービスには、当社による</u> Web 素材の<u>提供、写真の</u> 2. <u>撮影及びロゴの作成等は含まれない。</u>お申込者は、当社の指定する<u>期日までに</u> Web 素材を<u>当社に提出しなければならない。</u> (削除)

旧	新
第5条（納入・検収） 1. 当社は納品予定日までに制作したホームページ(以下、「本ホームページ」とい う)をサーバにアップロードする方法等により、お申込者に対して納入する。 2. 当社が納品予定日までにホームページを納入できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、納品予定日を変更できるものとする。 3. お申込者は本ホームページの納入の日から 14 日以内に検収を行い、第 4 条第 2 項により承認した構成、及びデザインどおりに、本ホームページが制作されていることを確認し、合格の場合は検収完了を証する書面(以下「検収完了通知書」 という)を当社に交付するものとし、不合格である場合には、お申込者は速やかに理由を添えて当社に通知するものとする。 5. 当社が本ホームページの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該契約不適合等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。 6. 当社は前項に基づく契約不適合の修補について合理的な努力を行ったにもかかわらず、申込者から合理的な期間内に検収完了通知書を受領できなかった場合、当社がお申込者から受領すべき本サービスの対価を放棄して、直ちに本契約を解約することができるものとする。 第6条（本サービスの対価の支払い） 1. お申込者は当社に対して、本サービスの対価を、支払期日までに支払うものとする。 第8条（契約不適合責任） 1. 本ホームページの種類又は品質が契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)が第 5 条の検収によっても発見されずに、本ホームページの納入後 1ヶ月以内に発見された場合、当社は第 21 条 1 項③号に基づく月 1 度の修正・更新の際に合わせて契約不適合となった箇所を修補するものとする。	第5条（納入・検収） 1. 当社は納品予定日までに本ホームページをサーバにアップロードする方法等により、お申込者に納入する。 2. 当社が納品予定日までに本ホームページを納入できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、納品予定日を変更できる。 3. お申込者は本ホームページの納入の日から 14 日以内に検収を行い、合格の場合は検収完了を証する書面(以下「検収完了通知書」という)を当社に交付し、不合格の場合は、お申込者は速やかに理由を添えて当社に通知する。 5. 当社が本ホームページの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該契約不適合等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならない。 6. 当社は前項に基づく契約不適合の修補について合理的な努力を行ったにもかかわらず、申込者から合理的な期間内に検収完了通知書を受領できなかった場合、当社がお申込者から受領すべき本サービスの対価を放棄して、直ちに本契約を解約することができる。 第6条（本サービスの対価の支払い） 1. お申込者は当社に対して、本サービスの対価として初期費用と月額費用を、支払期日までに支払うものとする。 第8条（契約不適合責任） 1. 本ホームページの種類又は品質が契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)が第 5 条の検収によっても発見されずに、本ホームページの納入後 1ヶ月以内に発見された場合は契約不適合となった箇所を修補する。

旧	新
2. 前項の契約不適合が重要で<u>ない場合であって、その修補に過分の費用を要するときは</u>、当社は契約不適合となった箇所を修補することを要しない<u>ものとする</u>。 3. 前項に関わらず当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した本ホームページの不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。	2. 前項の契約不適合が重要で<u>ないため、本ホームページの利用に実質的な影響を及ぼさないときは</u>、当社は契約不適合となった箇所を修補することを要しない。 (削除)
第9条(損害賠償の範囲)	第9条(損害賠償の範囲)
1. <u>お</u>申込者は、本契約の履行に関し、<u>当社</u>の責めに帰すべき事由により<u>お申込者が</u>直接かつ現実に被った通常の損害に限り、<u>当社</u>に対して損害賠償請求をすることができる。 2. <u>お</u>申込者が本契約に関連して<u>当社</u>に対して請求できる損害賠償額は、本サービスの月額費用の1カ月分を上限とする。 3. 当社は本契約の履行に関し、当社の責めに帰すべき事由により、本ホームページがインターネット上で公開されない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上ホームページがインターネット上で公開されなかった時は、お申込者の請求に基づき、当社は本契約の月額費用を上限としてお申込者に損害賠償を行うものとする。ただし、本ホームページの応答(レスポンス)速度の遅いことは、利用が<u>出来ない</u>状態に当該せず、当社は、応答速度に関して一切責任を負わない<u>ものとする</u>。 4. 当社の責めにより当社がホームページを納期までに納入できない場合は、お申込者は、本サービスの<u>月額</u>費用に対して納期の翌日から納入完了日までの<u>年6%(年365日日割計算)</u>の割合を乗じた<u>遅延損害金</u>を当社に請求できる<u>ものとする</u>。 5. 当社が本契約に関してお申込者に対して負う責任は、本条第1項乃至4項に規定するものが全てであり、これを超えて、本契約に関連してお申込者の被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、情報漏洩に関する損害、財産的損害、信	1. <u>当社及びお</u>申込者は、本契約の履行に関し、<u>相手方</u>の責めに帰すべき事由により直接かつ現実に被った通常の損害に限り、<u>相手方</u>に対して損害賠償請求をすることができる。 2. <u>当社及びお</u>申込者が本契約に関連して<u>相手方</u>に対して請求できる損害賠償額は、本サービスの月額費用の1カ月分を上限とする。 3. 当社は本契約の履行に関し、当社の責めに帰すべき事由により、本ホームページがインターネット上で公開されない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上ホームページがインターネット上で公開されなかった時は、お申込者の請求に基づき、当社は本契約の月額費用を上限としてお申込者に損害賠償を行うものとする。ただし、本ホームページの応答(レスポンス)速度の遅いことは、利用が<u>できない</u>状態に当該せず、当社は、応答速度に関して一切責任を負わない。 4. 当社の責めにより当社がホームページを納期までに納入できない場合は、お申込者は、本サービスの<u>初期</u>費用に対して納期の翌日から納入完了日までの<u>法定利率</u>(年365日日割計算)の割合を乗じた<u>損害賠償</u>を当社に請求できる。 5. 当社が本契約に関してお申込者に対して負う責任は、本条第1項乃至4項に規定するものが全てであり、これを超えて、本契約に関連してお申込者の被った利

旧	新
用損害その他一切の損害について、当社は理由の如何を問わず責任を負わない<u>ものとする。</u> 6. お申込者が本契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社はお申込者に対して、当社の被った通常の損害の賠償を請求出来るものとする。 第 10 条 (連帯保証人) お申込者の連帯保証人は、お申込者が本契約に基づいて当社に対して負担する一切の債務について申込書記載の WEB 制作委託の総合計金額を極度額として連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負うことに合意する。 第 11 条 (免責) 1. 当社は、お申込者に対し、本ホームページの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証<u>など如何なる</u>方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。 第 12 条 (通知) 3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができない<u>ものとする。</u> 第 13 条 (著作権の帰属) 1. 本サービスにより制作された本ホームページ<u>に関する</u>著作権は当社又は当社に権利を許諾<u>しているものに</u>留保される。 2. 当社又はお申込者が指定できる第三者の <u>Web</u> 素材は、商用利用が可能なものに限<u>るものとする。</u> なお、当社及びお申込者は、第三者の Web 素材の使用許諾契約を遵守しなければならない <u>ものとする。</u> 第 14 条 (権利義務の譲渡禁止)	益の喪失、データ損失にかかる損害、情報漏洩に関する損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社は理由の如何を問わず責任を負わない。 (削除) (削除) (削除) 第 10 条 (免責) 1. 当社は、お申込者に対し、本ホームページの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証<u>などいかなる</u>方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。 第 11 条 (通知) 3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができない。 第 12 条 (著作権の帰属) 1. 本サービスにより制作された本ホームページ<u>の</u>著作権は当社又は当社に権利を許諾<u>している者に</u>留保される。 2. 当社又はお申込者が指定できる第三者の <u>Web</u> 素材は、商用利用が可能なものに限<u>られる。</u> なお、当社及びお申込者は、第三者の Web 素材の使用許諾契約を遵守しなければならない。 第 13 条 (権利義務の譲渡禁止)

旧	新
お申込者は、<u>当社</u>の承諾なく本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。 第 15 条(秘密保持) 2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならない<u>ものとする</u>。 (追加) 第 16 条(遅延損害金) お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、<u>年14.6%(年 365 日日割計算)</u> <u>の割合</u>による遅延損害金を支払うものとする。 第 18 条(解除及び期限の利益喪失) 1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。 ① お申込者が第 4 条(お申込者の協力義務)第 1 項、第 <u>20</u> 条 1 項(反社会的勢力の排除)、第 23 条(禁止事項)に違反したとき。 2. 当社又はお申込者は、前項各号のいずれか一つ以上に該当した場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、<u>ただ</u>	<u>当社及びお</u>申込者は、<u>相手方</u>の承諾なく本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。 第 14 条(秘密保持) 2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならない。 第 15 条(個人情報の取り扱い) <u>お申込者は、下記リンクの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意した上で、本契約の締結を申し込む。</u> <u>URL:https://www.startia.co.jp/privacy/</u> 第 16 条(遅延損害金) お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、<u>法定利率</u>(年 365 日日割計算)による遅延損害金を支払うものとする。 第 18 条(解除及び期限の利益喪失) 1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。 ① お申込者が第 4 条(お申込者の協力義務)第 1 項、第 <u>19</u> 条 1 項(反社会的勢力の排除)、第 23 条(禁止事項)に違反したとき。 2. 当社又はお申込者は、前項各号のいずれか一つ以上に該当した場合は、相手

旧	新
ちに弁済しなければならないものとする。 3. お申込者及び当社は相手方が本契約のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても相手方がこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。 第 19 条(当社のグループ会社間の情報共有) 当社は、本契約により取得したお申込者に関する情報を、当社のグループ会社との間で共有することができるものとする。ただし、当社のグループ会社は当該情報を下記の各号に定める目的のみに使用できるものとする。 ① 各事業における製品、サービスに関する情報提供 ② 各事業における製品、サービスの販売、提供 ③ セミナー、展示会、イベントのご案内送付 ④ 製品、サービス等のサポート対応 ⑤ お問い合わせ対応 ⑥ 各種会員制サービスの提供 ⑦ アンケート調査実施、分析 ⑧ 契約の履行 ⑨ 商談、打ち合わせ、連絡 第 20 条(反社会的勢力の排除) (追加) 2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとする。 (追加)	方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、<u>直ちに弁済しなければならない。</u> 3. お申込者及び当社は相手方が本契約のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても相手方がこれを是正しないときは、本契約<u>の義務の履行の一時停止又は本契約の解除をすることができる。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) <u>第 19 条(反社会的勢力の排除)</u> 2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行<u>うことができない。</u> <u>第 20 条(カスタマー・ハラスメントの禁止)</u>

旧	新
(追加)	<u>1.甲は、乙に対して、カスハラ基本指針に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならない。</u>
(追加)	<u>2.甲が、前項の規定に違反した場合、乙は基本指針に従い、役務の提供を中止することができる。この場合、乙は甲に対する債務不履行責任を負わないものとする。</u>
(追加)	<u>3.乙は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処する。</u>
第 21 条(サポート) 1. 本契約におけるサポート内容は以下の各号とする。 ③月1回の本ホームページの修正・更新 。ただし、修正・更新はお申込者からデータで提供を受ける Web 素材の差し替えのみを対象とし、その他の作業を伴う修正・更新は本契約のサポート対象外とする。 2. 本契約におけるサポート内容には以下の各号サービスは含まれないものとし、それらのサービスを希望するときは別途契約を締結して、料金を当社に支払うものとする。 ① 本契約で当社が指定するソフトウェアを利用しないホームページの制作 ② SEO サービス ③ 当社以外の者が作成した Web サイトに関するサポート	第 21 条(サポート) 1. 本契約におけるサポート内容は以下の各号とする。 ③月1回の本ホームページの修正・更新 <u>(本サービスが LP エントリープランのときを除く)</u> 。ただし、修正・更新はお申込者からデータで提供を受ける Web 素材の差し替えのみを対象とし、その他の作業を伴う修正・更新は本契約のサポート対象外とする。 2. 本契約におけるサポート内容には以下の各号サービスは含まれないものとし、それらのサービスを希望するときは別途契約を締結して、料金を当社に支払うものとする。 (削除) ① SEO サービス ② 当社以外の者が作成した Web サイトに関するサポート
第 22 条(ドメインの管理) 1. お申込者は、 独自ドメイン の維持管理を自らの責任と費用のもとに行うものとし、更新又は変更の都度、本サービスの提供に必要な情報を当社に通知する。	第 22 条(ドメインの管理) 1. <u>本ホームページが、独自ドメインのときは、</u> お申込者は独自ドメインの維持管理を自らの責任と費用のもとに行うものとし、更新又は変更の都度、本サービスの提供に必要な情報を当社に通知する。
第 23 条(禁止事項)	第 23 条(禁止事項)

旧	新
1. お申込者は本サービスを利用するにあたって、以下の各号に該当するコンテンツを扱ってはならない。 ① アダルト、暴力、違法行為や自殺の誘引、ギャンブル、猟奇もの、公序良俗に反する、もしくは反する恐れのあるもの 第 24 条(データの削除) 1. 当社が前条第 2 項各号に該当するコンテンツを発見した場合、お申込者に通知することなく本ホームページを削除できるものとする。 2. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、当社は本ホームページのあらゆるデータについて返還、保管等の義務を負わず、お申込者に通知することなくこれを削除できるものとする。 3. 前項に基づく削除により、お申込者が損害を被った場合でも当社はその原因の如何を問わず何等の責任も負わないものとする。 第 25 条(当社からの解約またはサービスの廃止) 当社は 1 ヶ月以上前にお申込者に通知することにより本契約を解約すること、又は本サービスの提供の全部もしくは一部を廃止することができるものとする。 第 26 条(契約の終了) 1. 本契約は契約期間の定めのない契約とする。 2. お申込者が当月の 25 日までに当社に対して解約申込書を提出した場合は翌月の末日を合意解約日とし、26 日以降の提出の場合は、翌々月の末日を合意解約日とする。	1. お申込者は本サービスを利用するにあたって、以下の各号に該当するコンテンツを扱ってはならない。 ① アダルト、暴力、違法行為や自殺の誘引、ギャンブル、猟奇もの、公序良俗に反する、もしくは反するおそれのあるもの 第 24 条(本ホームページの公開停止及びデータの削除) 1. 当社が前条第 2 項各号に該当するコンテンツを発見した場合、お申込者に通知の上、本ホームページの公開停止、又は削除をすることができる。 2. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、当社は本ホームページのあらゆるデータについて返還、保管等の義務を負わず、お申込者に通知することなくこれを削除することができる。 3. 前 2 項に基づく削除により、お申込者が損害を被った場合でも当社はその原因の如何を問わず何等の責任も負わないものとする。 第 25 条(当社からの解約またはサービスの廃止) 当社は 3 カ月以上前にお申込者に通知することにより本契約を解約すること、又は本サービスの提供の全部もしくは一部を廃止することができる。 第 26 条(契約期間) 1. 本契約は月額費用の課金開始日から 1 年を経過した日をもって満了とする。本契約の満了日の 1 カ月前までに当社又はお申込者のいずれからも相手方に対して本契約を終了する旨の通知がなされないときは、本契約は同一条件にて1カ月自動更新されるものとし、以降も同様とする。 2. お申込者が当月の 25 日までに当社の指定する解約申し込み用の Web サイトで解約手続きを行ったときは、翌月の末日を合意解約日とし、26 日以降に解約申し込みを行ったときは、翌々月の末日を合意解約日とする。

旧	新
URL:https://www.startia.co.jp/privacy/ <u>第 32 条(約款の変更)</u> 当社は、1 ヶ月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができるものとする。 (追加)	<u>第 31 条(約款の変更)</u> 当社は、1 <u>カ</u>月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができる。 <u>2025 年 9 月 27 日改訂</u>